



法務省刑総第534号
令和3年6月17日

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階 林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

法務省刑事局総務課長 佐 藤



裁決書謄本の送付について

令和2年8月5日付けをもってあなたから提起された審査請求について裁決した
ので、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3
階 林弘法律事務所
氏 名 弁護士 山中 理司

上記審査請求人から令和2年8月5日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定に基づく行政文書の開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、法務大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、令和2年5月14日、法の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「令和2年5月15日頃、元検事総長らが法務省に提出した、検察庁法改正案に反対する意見書」として、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、処分庁は、「令和2年5月15日付け「東京高検検事長の定年延長についての元検察官有志による意見書」」の行政文書を対象文書として特定し、本件対象文書のうち、意見書本文、元検察官有志の元官職及び氏名並びに意見書とりまとめ担当・文責者の氏名及び印影について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当することから一部開示決定（令和2年7月17日付け法務省刑総第727号。以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 本件は、本件決定を不服として、令和2年8月5日、審査庁に対して行政不服審査法第2条に基づき審査請求がなされたものである。

不 服 の 要 旨

審査請求人の不服の要旨は、本件決定について、不開示とした部分のうち、本件対象文書本文、元検察官有志の元官職及び氏名並びに本件対象文書とりまとめ担当・文責者の氏名が記されている部分の不開示処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。



裁 決 の 理 由

1 本件対象文書のうち不開示とした部分は、以下の理由によりいずれも不開示情報に該当する。

(1) 法第5条第1号該当性について

本件対象文書には、本文の内容に賛同する元検察官有志の氏名等の記載が付されていることから、本件不開示部分は、当該氏名と一体として法第5条第1号本文前段に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(2) 法第6条第2項による部分開示の可否について

本件不開示部分のうち元検察官有志の氏名等は、個人識別部分であると認められることから、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、元検察官有志の心情を含む意見の内容が記載されていると認められ、その一部でも公にすると、当該各個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件不開示部分について、その内容は提出者により公表され、広く報道されており、一般人が知り得る状態にあるなどと主張する。しかしながら、本件不開示部分が報道されているとしても、それは、飽くまでも報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから、それをもって、当該情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することになると認めるることはできない。

2 結論

以上のとおり、原処分が本件対象文書につき不開示とした部分は、法第5条第1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

本件については、法第19条第1項の規定に基づく諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申書（令和3年度（行情）答申第45号）においても、本裁決と同様の判断が示されている。

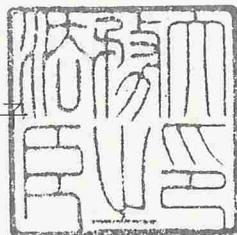
よって、主文のとおり裁決する。

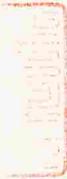
※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。), 東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。



令和3年6月17日

法務大臣 上川陽子





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年6月17日

法務省刑事局総務課長 佐 藤

